

埼玉県スポーツボランティア制度運営要領

1 目的

この要領は、埼玉県スポーツボランティア制度設置要項の4に基づき、埼玉県スポーツボランティア制度の運営に関し必要な事項を定める。

2 登録者

登録者は、生涯スポーツの活動に対して十分な理解と知識を有する中学校卒業以上の者で、市町村及びスポーツ大会の主催者等から依頼があったときに、積極的に協力できる者とする。

3 登録の方法

(1) 個人登録

ア 登録を希望する者は、所定の様式に従い申請をする。

イ 埼玉県スポーツボランティア制度の事務局（以下「事務局」という。）は、登録申請に基づき、スポーツボランティア登録者（以下「登録者」という。）として受理する。

(2) 団体登録

ア 登録を希望する団体は、所定の様式に従い申請をする。ただし、団体とは、団体事務局を設置し、必要な連絡手段を有して、定期的に活動しているものとする。

イ 事務局は、登録申請に基づき、スポーツボランティア登録団体（以下「登録団体」という。）として受理する。

ウ 登録団体の構成員を登録者とする。

4 登録の取消し

登録の抹消を希望する場合は、事務局へ連絡する。

5 登録者の任務

(1) 登録者は、ホームページ等の案内を通じて、市町村及びスポーツ大会主催者等の依頼に応じ、その協力を当たるものとする。

(2) 登録者は、依頼団体と十分な打合せを行い、さらに健康管理や事故防止に留意するものとする。

(3) 登録者はスポーツボランティアとしての立場を十分に理解し、思いやりの精神を持ってスポーツボランティアの活動に従事するものとする。

6 登録団体の任務

登録団体は、事務局から提供されるスポーツボランティアの情報を当該団体の登録者に提供する。

7 依頼の方法

- (1) 依頼者は、事務局に電話及び文書で依頼する。
- (2) 事務局は、依頼内容が適切であるか否かを判断し、登録者にスポーツボランティア情報を提供する。
- (3) 登録者は、スポーツボランティア情報を確認し、依頼者に協力する旨を申し出る。
- (4) 依頼者は、申し出のあった登録者に連絡してスポーツボランティアの具体的な内容等を伝え、必要に応じて打合せや手続を行う。

8 依頼者の責務

- (1) 登録者の協力に係る経費は、依頼者が負担する。
- (2) 依頼者は、登録者に生じた不測の事態に対し責任を持つものとし、必要と認められた場合、スポーツ傷害保険等に加入する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。